

第5章

計画の推進について

本章の内容

本章では、本計画で掲げた基本理念の実現に向けて、着実に取組を進めていくため、計画の推進体制や、進行管理・評価について整理しています。

また、進行管理のため、それぞれの施策について「成果指標」を設定しています。

1 計画の推進体制

2 計画の進行管理・評価

3 成果指標

1 計画の推進体制

(1) 地域住民、事業者、行政等の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域住民、関係機関、事業者等と行政による協働によって実現します。本計画は、地域福祉を推進する上での行政の役割を中心として構成しておりますが、それぞれの機関がそれぞれの役割を担いながら、協働の視点に立って、計画を推進していくことが必要です。

(2) 社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業者や社会福祉に関する活動者が参加する団体です。市、区、地区といった圏域ごとに地域に密着しながら、地域福祉を推進するために様々な事業を行っています。

社会福祉法においても、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられており、本計画においても、地域福祉活動への幅広い市民参加の支援など、大きな役割を担っています。

本市では、社会福祉協議会と連携しながら、本計画に基づく各事業を着実に進めていきます。

2 計画の進行管理・評価

(1) 計画の進行管理

計画関連事業に位置づけた事業は、年1回、所管部局から報告を受けて進捗状況を確認します。その際には、所管部局で事業の自己評価を行い、今後のより良い施策展開について検討します。

(2) 計画の評価

本計画は、適宜、札幌市地域福祉社会計画審議会など附属機関に進捗状況等を報告し、評価・意見をいただきながら、計画を検証していきます。

3 成果指標

計画の成果を客観的に確認するため、施策ごとに成果指標を設定し、目標への進捗を検証します。

施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
見守り活動を実施・継続する地区の割合	97.75%	100%

※数値は年度末時点のもの

【関連する主な取組】

施策1-(1) 見守り活動や日常生活支援活動の推進

【考え方】

世帯訪問等による高齢者などの見守り活動は地区福祉のまち推進センターの基本的かつ重要な活動です。

地域における孤立を防ぎ、困りごと抱えている人を速やかに発見し、必要な支援につなげるために、全地区での見守り活動の実施・継続を目指し、福まち活動調整員の養成等、活動の支援を行います。

施策2 住民などによる地域福祉活動の推進

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
地域活動に参加したことがある市民の割合	39.6%	45%

※数値は年度末時点のもの

【関連する主な取組】

施策2-(2) 多様な主体や方法による地域福祉活動の推進

施策2-(8) 民生委員・児童委員活動の支援

【考え方】

地域福祉活動については、多様な主体がそれぞれ可能な範囲で地域社会に参加し、つながり支え合っていくことが重要です。

多くの方に地域活動に参加いただくことにより、地域福祉活動の輪

も広がっていくと考えられるため、様々な活動への参加の PR などを行い、地域活動への参加者を増やしていきます。

施策 3 支え合いながら地域で生活するための環境整備

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
心のバリアフリーの理解度	26.6%	60%

※数値は年度末時点のもの

【関連する主な取組】

施策 3 - (1) 福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施

【考え方】

互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がいのある方を含め誰もが快適に暮らせる福祉のまちづくりを進めるとともに、心のバリアフリーや合理的配慮等の普及啓発を行います。

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
計画作成の対象者に対して働きかけを行った割合	—	100%

※数値は年度末時点のもの

【関連する主な取組】

施策 3 - (5) 個別避難計画作成の推進

【考え方】

高齢者や障害のある方を含む全ての地域住民が、地域で安心して生活するためには、災害発生時に支え合うことが重要です。

災害時の避難等に特に支援を必要とする方（避難行動要支援者）のうち、災害危険区域に居住する、重度の要介護者や障がいのある方など、災害時のリスクが特に高いと考えられる方を対象として、災害時に円滑に避難できるよう、避難場所や支援者等の情報を記載した個別避難計画を作成する取組について、行政が主体となり、令和 6 年（2024 年）のモデル実施を経て、令和 7 年（2025 年）から本格的に

実施します。

なお、個別避難計画は、対象者の内、本人の同意が得られた方について作成します。

施策 4 地域で生活するためのサービスや相談体制の充実

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
地域包括支援センターが高齢者に関する相談を受けて対応した件数 (初回のみ計上)	31,377 件	40,000 件
障がい者相談支援事業所の総相談件数(基幹相談支援センターを除く)	155,862 件	160,000 件

※数値は単年度のもの

【関連する主な取組】

施策 4-(2) 相談支援機関の充実

施策 4-(3) 各種専門職の資質向上

【考え方】

高齢者や障がいのある方など、支援を必要とする方が、地域で自立した生活を送ることができるように、地域包括支援センターや介護予防センター、障がい者相談支援事業所などの相談支援体制を強化し、地域の相談支援体制の充実を図ります

施策 5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
成年後見制度の市民の認知度 (制度内容を知っている市民の割合)	35.5%	50%

※数値は年度末時点のもの

【関連する主な取組】

施策 5 - (1) 地域連携ネットワークづくりに向けた取り組み

施策 5 - (2) 制度周知の広報活動

施策 5 - (3) 制度利用につながる相談支援・体制整備

【考え方】

成年後見制度に関係することが多い年齢層で、多くの方の認知度を得られることを目標値として設定しています。制度の認知度向上は、制度利用が必要となった方の速やかな利用につながります。一般市民向けに制度に関する普及啓発を行うことや、関係機関の職員を対象に制度利用に必要な手続きなど実務に関する研修を行い、制度の認知度の向上を目指します。

施策6 生活困窮者への支援体制の充実

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
生活就労支援センター利用者のうち 就労・増収となった人数	502人	1,300人

※数値は単年度のもの

【関連する主な取組】

- 施策6-(1) 自立相談支援事業
- 施策6-(2) 住居確保給付金
- 施策6-(3) 就労準備支援事業・認定就労訓練事業

【考え方】

生活就労支援センター（STEP）を中心として、様々な支援機関等と連携しながら、生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援などを実施します。

施策7 地域福祉推進のための連携の取組

指標	基準(2022年)	
支援調整課による複合支援の実施	2区でモデル実施	作成中

【関連する主な取組】

- 施策7-(2) 複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築

【考え方】

作成中